

敗戦後日本の国家賠償裁判—戦争をなかったことにするか、しないか

1. 中国残留婦人裁判 2001-2009

・満州開拓団の子女（当時 16 歳・13 歳・11 歳）で敗戦時に置き去りにされ、1990 年代以降ようやく帰国した中国残留婦人 3 名が、日本政府には「早期帰国義務違反（棄民責任）」と「自立支援義務違反（帰国後の自立的な生活保障政策を講じなかった責任）」があるとして、国家は公務員の犯罪に責任を負わないという「国家無答責」の法理を破棄した憲法 17 条に基づき 1947 年に制定された国家賠償法による国家賠償を求めた裁判。

・残留孤児は全国 15 地域で 2100 人（帰国孤児の 8 割）が提訴しているが、残留婦人はこの裁判だけである。

・日本政府は彼女たちを四度も「棄民」している。

一度目：敗戦で置き去り

二度目：ようやく翌年 1946 年から開始した帰還事業を 1949 年中華人民共和国成立で中止。1956 年から民間で始まった引き上げ事業も、岸信介内閣の中国敵視政策により日中交流が全面断絶され、1958 年中断。

三度目：1959 年、岸内閣「未帰還者特別措置法」公布。約 3 万 3 千人とされた戦時死亡未確認者のうち、約 1 万 3600 名の死亡宣告がなされ戸籍抹消。日本の親族と連絡がとれなかった残留婦人・残留孤児の戸籍も抹消。

四度目：1972 年日中国交回復を経て、1975 年から厚生省「残留孤児公開調査」が開始されたが、同時に法務省「中国残留邦人は外国人」通知。

さらに、日本政府は、「孤児」に「自己の意思で残ったであろう 13 歳以上の邦人（すべて女性）＝中国残留婦人」を含めなかった。

・2006 年、東京地裁は、「違反」の事実を認めたが、「法は国民全体に対するもので、個々の人として原告には不十分ながら生活保護・年金特例などがあり」、国家賠償法違反には「今一步足りない」（？）と棄却。2009 年最高裁上告は、反対意見 1 名を付記しながらも棄却。

2. 原爆裁判 1955-1963

・第五福竜丸被ばくの翌年 1955 年、反核運動が盛り上がるなか、広島の下田さんほか広島・長崎の原爆被害者 5 名が、「アメリカの原爆投下は国際法違反で、原爆被害者はアメリカに対して損害賠償請求権がある。その請求権をサンフランシスコ講和条約で勝手に放棄した日本政府は、原爆被害者に賠償すべきである。」という、いわゆる原爆裁判を起こした。

・1963 年、東京地裁は、原爆投下を国際法違反とするとともに、被爆者を放置し続けた国の戦争責任を認め、敗戦後初めて、軍人軍属だけでなく、戦争被害者の被害回復について、日本政府の国家賠償の必要性が認められた。

「国家は自らの権限と責任で始めた戦争の被害に対して当然に結果責任にもとづく国家補償の問題が生じる。」

・しかし、国際法の主体は政府だけ(?)で、日本の裁判所はアメリカ政府を裁くことはできないとして、賠償請求は棄却。「被爆者が十分な救済策をとらなければならないのはいうまでもないが、それは裁判所の職責ではない(?)。政治の貧困を嘆かざるをない。」と付言。

・原告は「原爆投下は国際法違反」の判決を引き出し、当時の反核運動に大きな役割を果たしたことを多としてやむなく控訴を断念した。

・これが、1964 年に締結しようとして反対闘争で遅れて 1965 年に締結された日韓請求権協定の直前。

「協定で放棄したのは国と国との外交保護権だけで、個人の請求権は残っている。原爆被害の損害賠償などは個人でアメリカに請求してください。」

・1990 年代末まで、そう主張し続けた日本政府は、引き続く「慰安婦」・「徴用工」訴訟の下級審で不利な判断が出てくる中で、その主張を封印した。

アベ第一次政権の 2006 年、中国残留婦人裁判もその中で棄却された。

・一方、原爆裁判の判決は、国内で、1957 年「原爆被害者の医療等に関する法律」、1968 年「原爆被害者に対する特別措置法」、それらを統合した 1994 年「被爆者援護法」制定につながるとともに、「シモダ・ケース」として世界にも大きな影響を与えた。

- ・1996年、国際司法裁判所の「核兵器の使用、使用の威嚇は、国際人道法という国際法違反」という判断の枠組みとなり、日本政府は審議自体を「ボイコット」したが、2017年の核兵器禁止条約締結へとつながった。

- ・世界122か国が賛成したこの条約締結で、2007年にIPPNW（核戦争防止国際医師団）の医師の呼びかけで生まれ若者中心に「抜群の行動力を示した」ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）と並んで、根強い反核活動をしてきた広島の被爆者サーロー節子さん（カナダ在住）がノーベル平和賞を受賞した。

3. 韓国での「慰安婦」裁判 2019（新聞報道後添）

- ・2007年、アメリカ下院の「日本政府は『慰安婦』問題に公式に謝罪すべき」という決議の際に証言した元「慰安婦」イヨンスさんら20人が、2016年、日本政府に損害賠償を求めてソウル中央地裁に提訴した裁判の第一回口頭弁論が、2019年11月13日、ようやく開かれた。

- ・日本政府は、国家は外国の裁判権に属さないとする国際法の「主権免除」の原則により却下を求めており欠席。原告側は「不法行為による重大な人権侵害に対して主権免除は適用されない」と主張。

今、あらためて、アベの結局「アメリカに認められればいい」という国際法なのか国際人道法なのかが問われる。

- ・日本政府が訴状の受け取りを拒否したので、ソウル中央地裁は、今年に入って裁判所やホームページに掲示することで受け取ったとみなす「公示送達」の手続きをとり、提訴から3年かかって裁判を開始した。

- ・過去には、イタリアの裁判所が、ドイツ政府を相手取った戦時中の強制労働を巡る裁判で「主権免除」を認めず賠償を命じる判決を出した例がある。最終的には国際司法裁判所でドイツが勝訴したが、原告側は今後の審理でイタリアの裁判所と同様の判断を求める方針。

参考：内藤光博「中国残留比人国賠訴訟における立法不作為論」、大久保賢一（日本反核法律家協会）「原爆投下は国際法違反との判決を想起しよう」、サーロー節子「光に向かって這っていけ - 核なき世界を追い求めて」

2019.11.14

韓国 元慰安婦訴訟で初弁論

日本主権免除が争点

【ソウル＝中村彰宏】韓国の元慰安婦と遺族ら計二十一人が日本政府に計約三十億（約二億八千万円）の損害賠償を求めた訴訟の第一回口頭弁論が十三日、ソウル中央地裁で開かれた。日本政府は、国家は外国の裁判権に服しないとする国際法の「主権免除」の原則により却下を求めており、欠席した。日本側が敗訴すれば、日韓関係のさらなる悪化は避けられない。

裁判では、主権免除を認めるかが争点となる。原告側は「不法行為による重大な人権侵害に対しては主権免除は適用されない」などと主張。過去にはイタリアの裁判所が、ドイツ政府を相手取った戦時中の強制労働を巡る訴訟で主権免除を認めず、賠償を命じる判決を出した例がある。最終的には国際司法裁判所（ICJ）でドイツが勝訴したが、原告側は今後の審理でイタリアの裁判所と同様の判断を求める方針だ。

裁判長は弁論で「主権免除という大きな障壁がある。原告側は説得力のある方法を準備しなければなら

ない」と指摘した。次回の口頭弁論は来年二月五日に開かれる。

原告側は二〇一六年に提訴したが、日本政府は訴訟が「主権侵害に当たる」として訴状の受け取りを拒否。地裁は今年に入ってホームページなどに訴状の内容を掲示することで受け取ったと見なす「公示送達」の手続きを取り、提訴から約三年で審理が始まった。

主権免除の適用 裁判所判断せず

ソウル 元慰安婦訴訟

韓国の元慰安婦ら20人が日本政府に総額約30億（約2億8千万円）の賠償を求めた訴訟の第一回口頭弁論が13日、ソウル中央地裁であった。日本政府は、国家に対して他国の裁判権は及ばないとする国際法上の原則「主権免除」を理由に訴訟自体を認めず、欠席した。地裁はこの原則を適用するかを判断せず、次回期日を2月5日に指定した。

この日は、原告の李容洙さんら3人の元慰安婦と支援者たちが出廷した。裁判長は原告に対し、「この裁判が進むためには『主権免

除』という大きな障壁がある。代理人は説得力のある主張をしなければならぬ」と述べた。

原告側は訴えの中で、「慰安婦問題といった国際社会にも知られる重大な人権侵害は、『主権免除』の適用外で、被害者の個人請求権は侵害されない」と主張している。今後、国際人権法の専門家らを証人申請する方針という。

この訴訟は朴槿恵政権下の2016年12月に起こされた。日本政府は「主権免除」などを理由に訴状の受け取りを拒否。しかし、地裁が今春、訴状を裁判所に掲示するなどして審理開始を決めたため、5月になって、「訴訟は却下されなければならぬ」と韓国政府に伝達していた。（ソウル）